

くらしの法律シリーズ ⑦

交通事故のはなし

交通事故の発生件数は2004年をピークに近時減少傾向にありますが、それでも2016年には62万2757人もの方が交通事故で死傷しています。

他人事ではない交通事故。起こってしまったら、どうしたらいいのでしょうか。いざという時のために、みなさまのお手元でお役立てください。



ともに考え、ともに歩む

京都法律事務所

TEL 075-256-1881

FAX 075-231-8506

京都法律事務所だより 99 2017年7月



交通事故一般

民事、行政、刑事の責任(物損、人損の違い)

Q. 交通事故を起こすと、どのような責任を負わなければならないのでしょうか？



1 3種類の責任

交通事故を起こすと、加害者は刑事責任、民事責任、行政上の責任という3種類の責任を負うことになります。

2 刑事責任

刑事責任とは、① 業務上過失致死罪、② 業務上過失致傷罪、③ 危険運転致死傷罪

などで、裁判所から懲役刑等の刑罰を科される責任のことを言います。刑務所に行かなければならないとか、罰金を払わなければならないとか言われるのがこの刑事責任です。

交通事故を起こしてしまった場合、被害者に賠償が出来ているか、あるいは将来確実に賠償ができるか(任意保険に加入しているか)等が刑事責任の重さで考慮されることになります。

3 民事責任

民事責任とは、交通事故により、他人を死傷させたり(人身事故)、他人の物を壊した(物損事故)場合に、被害者に生じた損害を賠償する責任のことです。被害者に賠償金を払わなければならないと言われるのがこの民事責任です。

車の保険は、この被害者に対する賠償金(民事上の責任)の負担を軽減するために加入するものです。

ア 人身事故(人に怪我を負わせた)

治療費、休業損害、慰謝料等の賠償責任が生じます。

この民事上の責任は、実際に事故を起こした運転者でなくとも、工作中的の事故の場合は、雇い主にも運転者と同じ責任が発生します(使用者責任・民法715条)。

また、他人に自分の車を使わせた場合、運転者のみならず、車を使わせた人も運転者と同じ責任を負うことがあります(運行供用者責任・自賠法3条)。

イ 物損事故(物を壊した)

車の修理費(全損の場合は買い換え費用)、

代車費用等の賠償責任が生じます。

4 行政上の責任

行政上の責任とは、交通事故を起こした運転者が公安委員会から運転免許の停止や取消等の処分を受けるという責任です。違反の態様に応じて点数が減点されていき、一定の減点になると免許取消しや停止等の処分を受けるとというのがこの行政上の責任です。

ちょっとわかりにくいかもしれませんが、違反があると行政上の処分として「反則金」を支払わなければなりません。これは、刑事上の処分としての「罰金」とは異なり、行政処分として科されるものですので、「反則金」を科されてもいわゆる前科にはなりません(他方、罰金の場合は前科となります)。





事故後の流れ

Q. 交通事故に遭った場合
(被害者側)、何をどうす
れば良いのでしょうか。



1 ROUTE 警察への連絡

まず、怪我の有無にかかわらず警察へ連絡をすることです。

事故の届け出を警察にしておけば、保険金の請求手続きをするときに必要な「交通事故証明書」を発行してもらえます。特に怪我をした場合、警察に連絡をしないと事故状況を再現した実況見分調書が作成されません。この実況見分調書は、事故がどのような状況で起こったのかを客観的に証明する重要な書類と考えられているので、これが作成されてい

ないとどのような状況で発生した事故なのかを証明することが難しくなってしまいます。

2 ROUTE 自分の加入している保険会社への連絡

加入している保険によっては、自分の加入している保険会社に治療費を払ってもらえたり、加害者との交渉を弁護士に依頼した費用を払ってもらえる特約（弁護士特約）がついている場合がありますので、契約内容を確認しましょう。

3 治療

治療費については、被害者が立替払いして後日加害者（加害者の保険会社）に請求をする場合と、加害者の保険会社が直接病院に払ってくれる場合があります。こうした対応は怪我の程度や治療期間によって異なります。

4 後遺障害等級認定

治療を続けたけれど、障害（後遺症）がのこってしまった場合、その障害が自賠責保険の定める後遺障害等級に該当するか否かについて判断をしてもらうために主治医に「後遺障害診断書」を作成してもらい、後遺障害等級認定を行う必要があります。後遺障害の認定がされた場合とされない場合とでは支払われる保険金の額が大きく異なってきます。

5 示談交渉

治療が終了（完治もしくは後遺障害が残った）した時点で、はじめて被害者が被った全損害額が分かるため、これ以降加害者（加害者の保険会社）と示談交渉することになります。

納得できる解決が得られれば示談書を取り交わして終了となります。

6 調停、訴訟

事故の内容によっては、お互いの過失（事故状況）や損害額についての言い分が異なるとして示談がまとまらない場合があります。そうした場合は、第三者を交えて話し合いを行う制度（調停、裁判外紛争解決手続（ADR））があります。

そうした制度を利用してもまとまらない、あるいはまとまる可能性がない場合は、民事裁判を起こすという方法があります。調停やADRはあくまで話し合いを前提とした制度ですが、民事裁判の場合、いずれかが納得をしなくても最終的には裁判所が過失や損害額等について判断をしてくれるため、解決を図ることができます。





保険請求(自賠責、任意、労災)

Q. 交通事故に遭ったとき
どういう保険が
使えるのでしょうか。



6

1 保険の種類

交通事故に遭ったときに問題となる保険は、① 自賠責保険、② 任意保険、③ 社会保険（健康保険と労災保険）です。

自賠責保険は、強制保険なのでごくまれなケース以外は適用されることとなります。ただし、人身事故のみが対象です。任意保険は損保会社が任意に提供している保険のため、契約がなされていないのであればもちろん使えませんが、保険商品によっては物損を対象とする

保険もあります。交通事故に遭ったときに使える社会保険は、健康保険（治療費）と労災保険（治療費、休業損害）がありますが、労災保険の対象となる事故（勤務中あるいは通勤途中の事故）の場合には健康保険は使えません。

2 自賠責保険と健康保険（治療費）

健康保険は被保険者の業務外の事由により負傷等の保険事故が発生した場合、給付がなされる保険です。

自賠責保険は上限120万円という給付の限度が定められているため、たとえば加害者が任意保険に加入していない場合に自由診療で受診すると自賠責の上限を超えたときに、加害者に直接請求しなければなりません。このような場合、もし健康保険を使っていれば自己負担は3割負担なので、自賠責の120万円の枠を有効に使えることになります。

一般的に、加害者が任意保険に入っていない場合、治療・入院が長引きそうで、かつ、被害者の過失が大きいときは、自由診療ではなく、健康保険を使った方が良いでしょう。

3 自賠責保険と労災保険 (治療費、休業損害)

労災保険は、労働者の業務上あるいは通勤中の怪我等について、給付がなされる保険です。

労災保険の場合、休業損害が8割しか支給されず、慰謝料は給付対象外となります。対象外となった部分については、自賠責保険を利用するのが通常です。

両者の違いはおおよそ以下のとおりとなります。

自賠責が有利な面

- ① 慰謝料は労災では認められないが自賠責では認められる。
- ② 休業損害は労災では8割が填補されるが、自賠責では10割填補される。

労災が有利な面

- ① 労災は支給額につき被害者の過失割合を問題にしないが、自賠責は被害者の過失割合が7割以上の場合、最大5割の減額がある。
- ② 自賠責は障害の場合の給付金の上限が120万円だが、労災は治療費の自己負担はない。

一般論で言えば、被害者の過失割合が大きい、治療費が多額になる等の場合は、できる限り勤務先の協力を得て労災保険を使った方が良いでしょう。





後遺症

1 後遺障害がのこったら

交通事故により怪我をした場合に、治療が終了しても何らかの異変がのこることがあります。これまでのようには膝が曲がらなくなった、首や肩に痛みがのこり首が動かしくなくなった、といった症状がのこってしまう場合、後遺障害による損害賠償が問題となります。

一般には、症状が一定のレベルで固定した（治療効果が望めない）と診断された「症状固定」の日までは、怪我の治療（の費用等）が中心となり、固定日以降は稼げなくなった額をどう計算するのか（逸失利益）等が問題となります。

「固定」後は、治療を受けても、治療費としては保険金の支払を受けることはできません。しかし、「固定」の診断がなされると、交通事故による損害額の全体を確定することができることになるので、最終解決に向けた交渉が



可能となります。

いずれにしても、「症状固定」はある程度幅のある概念で医師の裁量にもかかわることから、医師と相談をして、どのタイミングで固定とするのかは決めてもらいます。

ただし、場合によっては、相手の保険会社から治療費について保険金の支払いを打ち切るといわれることもあります。必ずしも言われるままに応じる必要はありませんが、実際打ち切られれば、当面自費で治療を続け、固定の診断を受けた後、裁判の中で治療費とし

て認められるかどうかを争うしかないかもしれません。

2 後遺障害等級

交通事故による後遺障害では、のこった症状の程度に応じて、重い第1級の障害から比較的軽い14級までに分類されています。その程度に応じて、慰謝料の金額や労働能力喪失率が段階的に定められます。

等級の認定は、自賠責保険金の給付を受けられる場合は、損害保険料算出機構（平成14年7月に、自動車保険料率算定会（自算会）と損害保険料率算定会が統合してできた組織です。）の調査事務所が行います。この判断の基礎となるのは、医師の記載する後遺障害の

診断書です。ところが、この診断書の記載が不十分であると、思っていたより低い等級しか認められないこともありますので、診断書作成に当たっては医師と十分に協議する必要があります。

認定された等級に納得ができない場合には異議申立の制度もあります。また、裁判を行うこともあります。

ただ、後遺障害の等級が認定されても、自動的に賠償額が決まるわけではなく、運動機能障害の程度によっては、認定された等級よりも低い労働能力の喪失割合に応じた賠償しか認められないこともあります。逆に、非該当と判断されても、症状によっては、一定の慰謝料等が認められることもあります。





物損事故の場合

1 物損は任意保険のみ

車に乗る場合に加入が義務づけられている自賠責保険は、人身事故による損害の補填を目的とするものですので、対物事故による損害は対象外です。対物事故による損害も対象としようとする、任意保険に入るしかありません。その保険は、対物賠償責任保険と車両保険があります。事故を起こしてしまい他人の財物を傷つけた場合の損害を補填するのが対物賠償保険で、自分の車（被保険自動車）が傷ついた場合の損害を補填するのが車両保険です。

2 対物賠償保険・賠償の範囲

対物賠償保険では、「他人の財物」を「滅失、破損又は汚損」した場合の損害が対象ですので、盗難や遺失の場合は含まれません。賠償の範囲は、相手の車を傷つけた場合、その事



故により修理を必要とすることとなった修理代が対象となります。

ただし、気をつけておかないといけないことは、修理方法の相当性が認められない場合には修理代全額が損害とは認められないこともあります。また、修理代が事故に遭った車の価値を超えてしまう場合には、いわゆる全損として、事故直前の車の価値相当分の賠償が上限になります。つまり、通常であれば、同レベルの新車購入費用までの賠償を受けることはできません。ただ、特殊な車両で市場性が無い場合や一定のプレミアムがついている

場合には損害の算定が難しくなり、中古だからといって購入価格より安くなるばかりとは限りません。なお、全損のため買替えを行った場合、買替えのための必要な登録費用、車両証明手数料、納車費用、廃車費用の内の法定手数料や一定のディーラー報酬部分、同程度の中古車取得に必要な自動車取得税、被害車両の未経過期間の重量税は損害と認められますが、買替後の自賠責保険料や重量税などは認められません。

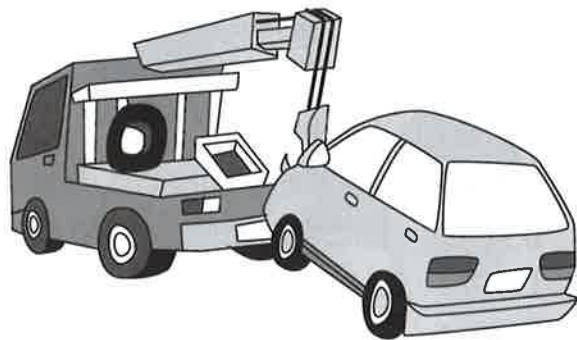
他方、修理が相当な場合でも、完全には修復しきれない場合や事故車扱いとなることから、以後評価される価格の低下が生じる場合がありますので、修理代以外にも評価損が賠償の範囲となることもあります。

また、修理のために使用ができない場合には、その間他の車両を調達して使用することになりますので、代車費用が損害となります。ただし、事故にあった車と同レベルの車両の代車費用が認められるわけではありませんし、修理に必要な期間分しか認められません。

3

車両保険・免責事由に要注意

車両保険の場合には、対物賠償保険以上に免責事由に注意が必要です。故意に傷つけた場合や無免許、酒酔い、麻薬等吸引の場合には、自招事故であり反社会的な行為でもあるので保険金の支払を受けることができません。保険によっても免責事由が異なりますので、よく調べる必要があります。





交通事故を起こしてしまったら (加害者になったら)

1 事故を起こしたら

起こそうとは思っていないのに起こしてしまうのが交通事故です。お互い言い分が食い違うことも多く、初期の対応に不手際があると、思わぬ責任を課せられることにもなりかねません。

2 まずやるべきこと～その1

事故を起こした場合、道交法が運転者の行うべきことを定めていますので、まずは法の求める対応をする必要があります(72条1項)。これは自動車のみならず、自転車の運転者にもあてはまります。

- ① まずは直ちに運転を停止して、事故の状況や人・物に対する被害の程度を確認します。
- ② 怪我をした人がいる場合、車の運転者



は直ちに救護する必要があります。被害者が救護を拒否するような場合以外は、怪我が軽いようでも病院の手配や救急車を呼ぶことが求められると考えておきましょう。

- ③ 事故現場では、車を移動するなど、道路における危険を防止する措置をとる必要があります(なお、移動前に、後日の争いを避けるため事故直後の写真を撮っておくことをお勧めします)。

3 まずやるべきこと～その2

これらの措置をとった後、運転者は直ちに事故について警察に報告しなければなりません。報告する内容は、

- ① 事故が発生した日時・場所
- ② 死傷者の数・負傷者の負傷の程度
- ③ 損壊した物・損壊の程度
- ④ その事故について講じた措置

などです。連絡をした際、警察より現場待機を求められれば運転者は従わないといけません。また、保険会社にも連絡をしておきましょう。

4 相手を確認

事故を起こした当事者同士は、お互いに免許を確認するなど、相手方を把握しておく必要があります。できるのであれば、運転者の住所氏名にとどまらず、車両の登録番号、所有者の氏名住所、運転者と所有者の関係や車両の使用目的（日常的及びその時）等を確認しておきたいところです。もし、相手が立ち去ろうとした場合は、ナンバープレートだけでもメモしておくのが望ましいです。

5 実況見分は慎重に

事故の後、実況見分などが行われることがあります。その場合、自分の言い分をきちんと調書に記載してもらうことが大切です。裁判になった場合、自分の認識と異なる内容の調書なのにそれにしたがった事実認定がされてしまうこともあります。ドライブレコーダーは貴重な証拠となりますので、取り付けておけば助かることもあります。





Kyoto Law Office

ともに考え、ともに歩む 京都法律事務所

〒604-0981 京都市中京区御幸町通丸太町下ル御幸町ビル5階
TEL 075-256-1881 FAX 075-231-8506
<http://www.kyotolaw.jp/>

お電話で
ご予約 **075-256-1881**

ご相談
平日 10:00~19:00
土曜 10:00~13:00
(第2土曜を除く)

受付
平日 9:00~18:00
土曜 9:00~13:00
(第2土曜を除く)

ホームページから 24時間受付

京都法律事務所

検索

ご相談申込フォームからお申込ください。当日もしくは
翌開所日に、折り返しお電話にてご連絡いたします。



- 地下鉄烏丸線：「丸太町」で下車、①③⑤⑦番出口、徒歩10分
- 京阪鴨東線：「神宮丸太町」から徒歩10分
- ◎お車で越越しの場合は、付近のコインパーキングをご利用ください

法テラスの制度も利用できます。



携帯サイトへのアクセスは左のQRコードをご利用ください。
<http://www.kyotolaw.jp/m/>

キ リ ト リ

お知り合いに法律問題で困っている方がおられましたら、このカードをお渡しください

ご紹介カード

このカードをご持参の方は、初回
相談を無料とさせていただきます

相談者のお名前

お電話番号

紹介者のお名前

お電話番号

当事務所とのつながり(団体名など)

※必ず事前にご予約ください

講師派遣



学習会講師に 弁護士がうかがいます

相続や遺言・後見、パワハラ、マタハラなどの学習会に、
弁護士が講師としてうかがいます。講師料は無料です。少
人数でもかまいません。お気軽にお早めにご連絡ください。

お気軽にご相談ください

家族
のこと

離婚、親権、養育費、DV、
老親の財産管理（後見）など

お金
のこと

債務整理・過払金返還、
破産・個人再生など

くらし
のこと

交通事故、医療過誤、
消費者被害など



商売
のこと

商取引、金銭貸借、債権回収、倒産など

住まい
のこと

借地・借家問題、不動産トラブル、
環境・住宅問題など

働く
こと

解雇、配転、賃金差別、労働災害、職業病、
過労死、パワハラ・セクハラなど

その他

刑事事件、少年事件など

個性豊かな弁護士陣

早めのご相談が、よりよい解決に結びつきます

平和を愛する
行動派弁護士

小笠原 伸児
おがさわら しんじ



依頼者の心を癒やす
あったか笑顔

岡根 竜介
おかね りょうすけ



医療事故と
向き合って十数年

黒澤 誠司
くろさわ せいじ



空飛ぶ
ママさん弁護士

金杉 美和
かなすぎ みわ



大きな心と手で
依頼者を支える

福山 和人
ふくやま かずひと



法律をもっと
あなたのそばに

津島 理恵
つしまり え



お気軽にご利用ください

お電話での法律相談

専用電話 **075-256-1888**

毎週水曜日限定 13:00~17:00 (休日除く)

* 20分間程度の簡易なご相談に限らせていただきます

京都法律事務所

くらしの法律セミナー&
相続・遺言
なんでも相談会

自分亡き後、遺された家族や財産はどうなるんだろう——
もしものときに備えて、どのような準備をしておけばよいのか、
「相続・遺言」のイマドキのポイントを、弁護士・税理士が
お話しします

日時・場所

9月29日(金)

午後1時30分～4時30分

開場 午後1時

ハートピア京都

3階 視聴覚室



京都市営地下鉄烏丸線 丸太町駅下車
⑤出口(地下鉄連絡通路にて会館と直結)

セミナーのテーマと講師

「遺言と相続のポイント」

弁護士 小笠原伸児

「相続税の概要と生前対策」

税理士 三浦 幹雄

セミナー終了後、当会場にて個別の無料相談をお受けいたします
少々お待ちいただく場合がございます

ご参加お申し込み

定員30名になり次第、
締め切らせていただきます

京都法律事務所

Tel : 075-256-1881 Fax : 075-231-8506

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後6時

土曜日 午前9時～午後1時(第2土曜日除く)

参加費
無料

相談料
無料

